

「墨田区障害福祉総合計画」の改定（案） に対するパブリックコメントの結果と内容

1 パブリックコメント

(1) 公表資料

ア 概要版

「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）（案）」

イ 計画本書

「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）（案）」

(2) 意見募集期間

令和5年12月6日（水）から令和6年1月15日（月）まで

(3) 意見募集の周知・公表方法

ア パブリックコメントの周知

- ・ 区のお知らせ(令和5年12月21日号)
- ・ 区ホームページ

イ 公表資料の閲覧場所

- ・ 区民情報コーナー(区役所1階)
- ・ 区ホームページ
- ・ 障害者福祉課窓口（区役所3階）

(4) 意見提出方法

Logo フォーム、文書を郵送、ファックス、電子メール又は持参により提出

(5) 提出先

障害者福祉課

(6) 意見募集の結果

意見提出者数 7人

【パブリックコメントでの意見等について】

■計画に関すること

No	頁	御意見	区の考え方
1	46 頁	“教育推進体制を整備します。”の文章は後段記載の具体策とは違うものですか？同じことなのであれば、まとめる。同様に項番12・14・15の記載が同じく具体的な表現ではないため、どういうものかが分かりません。	<p>項番13（教育推進体制を整備します）について、具体的には、特別支援教育や対象児の特性についての理解啓発を図るために、リーフレットを作成し配布等行います。</p> <p>項番12及び13については、具体的な例を本計画に記載することとします。</p> <p>項番14については、一人ひとりの子どもの障害や能力に応じたきめ細やかな指導を行うため、指導目標や指導内容・方法等を具体的に示した指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を進めています。</p> <p>項番15の具体例としては、「副籍制度」を活用し交流教育の推進を図っています。副籍制度とは、支援学校児童生徒が区立校に副籍（2次的な籍）を持ち、直接または間接的な交流を行うという制度です。その他にも区立学校内の行事等、可能な限り交流活動を行っています。</p>
2	46 頁	項番10・11 特別支援学級の整備をする と介助員はセットの話ではありませんか？ 通常〇人のところ、プラスアルファである、 というのなら11の配置に詳しく記載してください。	<p>項番10については特別支援教育（固定制・通級）に係る施設等の充実を図ることを目的としています。</p> <p>項番11については特別支援学級の児童生徒における諸活動を支援するため配置基準等を考慮して介助員を配置しています。</p>
3	48 頁	1週間に外出する頻度 現状80%に対して目標45%なのは低すぎではありませんか？ 事情があるのでしょうか。	<p>第5期の目標値45%が誤っておりました。正しくは目標79.3%であり、現状80.8%となっております。第6期の目標は89.0%以上になります。</p>

4	51 頁	項番32墨田区障害者施策推進協議会と 項番33墨田区地域自立支援協議会は計 画の進捗管理の仕事とすればまとめて 行えませんか？	両協議会は、法律に基づき開催してお ります。協議内容も違うため別々に開 催しております。
---	---------	--	--

■学童について

5	47 頁	学童の先生にも発達障害について理解 を促して欲しいです。学童の先生からは 被害妄想が激しいと言われたことがあ ります。もう少し、理解を示して欲しい です。教員、指導員全体的に発達障害に 対する知識が乏しいので、理解を深める ような取り組みをしていただきたいで す。	学童クラブ・児童館職員を対象に発達 障害をテーマにした研修を今年度は 2月に実施します。発達障害について 職員の理解を深め、職員全体に共有 し、児童の育成に活かしていきます。
6	47 頁	学童クラブに於いて、特別支援学級に通 う児童の定員を増やして欲しいです。特 別支援学級に通う児童の定員は、全体の 10%（3名程度）とききました。もし第 一希望から漏れ、第二、三希望の学童の 定員も埋まっている場合、受け入れ先が 無くなってしまいます。その場合、親の 就労にも影響し経済的な負担も生じて きます。	学童クラブの利用申込も年々増加し ていることから、育成中の安全が確保 できる態勢の確保と良好な育成環境 の維持を勘案し、障害児の受入人数の 見直しを検討していきます。
7	47 頁	就学相談中で就学先が決定していない 場合、学童クラブ申し込みの締め切り時 期を調整して欲しいです。	学童クラブの利用決定は、面談や利用 申請の審査に時間がかかるため、11 月13日から12月15日まで、一次 受付を行っています。就学先が変わる 場合には、12月16日からの二次受 付期間で再申込が可能です。

■特別支援教育について

8	46 頁	支援学級が遠いことについて 自宅から一番近い公立小学校は片道400 メートル、次に近い学校は片道750メー トルですが、どちらも支援学級がありま せん。支援学級のある学校が一番近くて も片道1.2キロメートルです。小学一年 生にランドセルを背負わせて真夏や雨	登下校に係る負担の軽減については、 交通手段の確保や通学距離の短縮等 について、他区の状況等も調査し、特 別支援教育の充実に向けた施策の優 先順位の中で検討し判断していきま す。
---	---------	---	--

		<p>の日にも毎日歩いて通える距離ではありません。朝のラッシュ時に障害児が公共交通機関で移動することは困難で、自転車の幼児用座席に小学生を乗せるのは違反ですがそれで送迎せざるを得ない保護者の方も多々いらっしゃいます。ただでさえ不登校リスクの高い障害時が健常児よりもはるかに大変な通学を強いられているのは障害者差別です。千代田区のように区がスクールバスを運行しての支援学級への通学を希望します。</p>	
9	46 頁	<p>子どもが1人で通学できる学区の範囲に、固定「情緒」支援級を望みます。固定情緒支援級設置、もしくは、学校内にフリースクール的な居場所の設置を望みます。</p>	<p>自閉症・情緒障害等支援学級については、対象となる児童生徒の要件、本区小・中学校の教室等の施設状況のほか、他区の設置校の運営状況等も参考に、設置校数及び設置校について検討中です。</p>
10	46 頁	<p>グレーゾンと呼ばれる子供達の居場所を作って欲しい 墨田区では通常学級と固定級しかありませんが、その間に情緒学級を設けて欲しいです。通常学級では生活がしやすい子供でも、固定級ではIQが高いので入れないのが現状です。</p>	
11	46 頁	<p>加配の先生を付けて欲しいです。 今の学校では1年生には加配はつくが、2年生以降は難しいとされています。必要な子には加配を付けていただきたいです。</p>	<p>通常学級における学校支援指導員の配置は学校の実態に合わせて決めているのが現状です。どの学年に配置するかは学校判断となっていますので、学校に御相談ください。</p>
12	46 頁	<p>全ての小学校に特別支援学級を設置して欲しいです。 現状では学区内の八広小学校には特別支援学級がなく、学区外の小学校に通学する必要があります。通学距離や安全面を考えると、障害児にとってはとても負担が大きいです。</p>	<p>現在区に設置している特別支援学級については、区全体での必要数や各校の施設状況等をかんがみ、開設等を行ってきました。今後もそれらの状況を踏まえ検討して行きます。</p>

13	46 頁	小学校・中学校への情緒固定学級の設置を早急にご検討いただきたいです。他の区では、既に設置されている学校も何校かあります。墨田区では、まだ1校もないので、情緒固定学級の設置を待つことができずに、墨田区から出ていく人やフリースクールへ転校せざるを得ない人も増えています。凸凹のある子供達にとって、環境が変わる事はとてもストレスです。できるのならば転校させたくないけれど、そうせざるを得ない現状をご理解いただき、情緒固定学級の設置をご検討いただけたらと存じます。	自閉症・情緒障害等支援学級については、対象となる児童生徒の要件、本区小・中学校の教室等の施設状況のほか、他区の設置校の運営状況等も参考に、設置校数及び設置校について検討中です。
14	46 頁	固定級（小・中学校）へ通う場合、遠方の学校しか選択できない場合が多々あります。固定級の子供たちにも支援学校のようにバスでの通学支援をお願いしたいです	登下校に係る負担の軽減については、交通手段の確保や通学距離の短縮等について、他区の状況等も調査し、特別支援教育の充実に向けた施策の優先順位の中で検討し判断していきます。
15	46 頁	固定級・情緒級を全校設置してほしいです。一番の希望は大阪のように障害の有無でクラスを分けないインクルーシブな体制にしてほしいです。	知的障害又は情緒障害等の支援学級については、区全体での必要数や各校の施設状況等をかんがみ、設置等していきます。
16	46 頁	発達障害児・軽度知的障害児の就学・就労のロードマップを作成して欲しいです。	発達障害児・軽度知的障害児の就学については就学相談や墨田区の特別支援教育についてのリーフレットを作成しています。また、入学後はそれぞれの学校での進路指導等を行っています。

■保育園について

17	45 頁	<p>公設公営の保育園を減らさないでほしい。</p> <p>障害児保育を行っていない私立の認可保育園から公設公営の保育園へ転園しましたが、公設公営園の先生方はベテランの方が多く障害児への対応のレベルも非常に高いです。保育園もどんどん民営化されていていっていますが、公設公営の保育園は障害児にとって非常に重要なインフラであることを認識頂きたいです。</p>	<p>公設保育所は、「墨田区公設保育所整備計画」に基づき整備しています。公設保育所では、障害児・医療的ケア児等の受け入れや、支援を要する家庭への対応など、引き続き社会的セーフティネットの体制づくりに努めてまいります。</p>
----	---------	---	--

■移動支援について

18	49 頁	<p>江東区のように墨田区でも未就学児のみでも移動支援を使えるようにしてほしいです。</p>	<p>周辺区の状況も把握しながら、今後検討していきます。</p>
----	---------	--	----------------------------------

■障害者福祉手当について

19	62 頁	<p>心身障害者福祉手当の所得制限を撤廃してほしいです。</p> <p>所得制限の対象になる世帯も決して余裕のある生活をしているわけではなく、将来自分の力で稼ぐことができるかわからない我が子のため必死に働いて貯蓄をしています。子どもが健常であればフルタイムで共働きしているはずでしたが、平日の療育や通院の兼ね合いから夫婦一方が就労形態を時短勤務やパートに変更、もしくは退職をして本来稼げた収入を失っている家庭も多くあります。</p>	<p>国及び東京都の動向を見据えつつ、検討していきます。</p>
----	---------	--	----------------------------------

■心理相談の実施について

20	44 頁	<p>1歳過ぎには我が子の自閉症・知的障害を疑っており、1歳2ヶ月頃に本所保健センターに相談の電話をしたところ、一歳半健診を待つように、と保健師か</p>	<p>この度は、当センターの対応で不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>ご意見を真摯に受け止め、このような</p>
----	---------	---	---

		<p>ら一方的に言われ門前払いされそうになりました。こちらが食い下がって「墨田区では一歳半より前には育児の相談ができる窓口は無いということなんですね？」と言うと、しばらく保留にされ結果的に心理相談に繋がりました。あの頃は今よりも本当に辛い時期だったので、その相談の電話をあのよう邪険に扱って門前払いする保健所の対応は非常に問題だと思います。</p>	<p>ことが二度と起こらないよう、所内で共有するとともに、担当職員の指導を徹底し、対応改善に努めてまいります。</p>
--	--	--	---

■若年がん患者に対する在宅支援について

21	—	<p>若年がん患者に対する在宅支援を充実させて欲しい</p> <p>40歳未満のがん患者は、要介護状態になっても介護保険サービスを利用することが出来ず、福祉用具をレンタルしようにも全額負担になります。ただでさえ辛い闘病中に、金銭的な不安が大きくなってくと生きる希望も無くなってきます。</p> <p>東京都では江戸川区や世田谷区で40歳未満のがん患者に対する在宅療養支援事業があるようです。墨田区でも同様の事業があれば、若年のがん患者が安心して生活出来るのではないのでしょうか。</p>	<p>現在、若年がん患者の方への助成事業を行っておりませんが、他自治体の取組状況等を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。</p>
----	---	---	---

■障害児通所支援事業所について

22	44 頁	<p>みつばち園について</p> <p>個別療育は月一回、保育所等訪問支援は年一回という頻度が少なすぎて困っています。せめて個別療育は月二回、保育所等訪問支援は年3-4回程度の頻度まで増やさないとあまり効果がないと感じます。</p>	<p>課題として受け止めるとともに、今後順次療育回数が増やせるよう検討していきます。</p>
23	47 頁	<p>放課後等デイサービスの預かり時間が短いことについて</p> <p>長期休み中の放デイの預かり時間は10時から16時が一般的です。時短勤務を</p>	<p>周辺区の状況も把握しながら、今後検討していきます。</p>

		しても労働時間や通勤時間がカバーされるような時間では全く無いため困っています。	
--	--	---	--

■高齢者マッサージ事業について

24	55 頁	項番 46 高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。とあります。文章が分かりづらいのですが、利用者に対するマッサージという読み方で良いですか？ 後段のマッサージ券等の給付事業に対する施術とは前段の施術と何が違うのでしょうか。	長寿室等の利用者に対するマッサージ施術については、60歳以上で長寿室等を利用する区民の方を対象に、障害者が属する団体がマッサージを実施しています。マッサージ券給付事業については「ねたきり在宅高齢者等介助者慰労事業」として、要介護3以上の区民を介護する家族を対象に「はり・きゅう・マッサージ券」を給付し、施術を障害者が属する団体に委託しています。
----	---------	---	--

■施設・グループホーム整備について

25	—	身内に頼れない障害のある子どもの保護者が病気などで倒れた場合、すぐに子どもを安全に保護してくれる施設が欲しいです。	家族による支援を一時的に受けることが出来ない場合には、短期入所施設をご利用ください。
26	—	軽度知的障害者が入所できるグループホームを作ってほしいです。	障害の程度が軽度から中程度の方が入居するグループホームについては、民間事業者の誘導を図り、計画的な整備促進に努めていきます。

■相談支援体制について

27	—	固定級に通っていても軽度だからという理由で相談支援を断られるケースがあります。改善してほしいです	障害福祉サービスに関する問い合わせは、障害者福祉課の窓口へ、お子さまの健康面に関してのご相談は、保健センターへご相談ください。
----	---	--	---